

地域経済の振興等に関する提言・要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雇用の維持・拡大に努めている中小企業に対しては、税制上の優遇措置を講じ、融資制度の拡充を図るとともに、地域の実態を踏まえ、より弾力的な運用を可能とするなど、きめ細かな対策を総合的かつ継続的に講じること。
2. 中小企業対策について
 - (1) 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、引き続き総合的な中小企業等対策を実施すること。併せて、都市自治体の実施する制度融資に伴う損失補てん金についても、財政措置を講じること。
 - (2) 平成 21 年度までとされている緊急保証制度について、取扱期間を延長するとともに、更なる拡充を図ること。また、小口零細企業保証制度等のセーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続の迅速化など、制度の充実を図ること。
 - (3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。
3. 地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から、太陽光発電や風力発電など新エネルギー導入を積極的に推進するため、発電設備の設置に対する財政支援措置の拡充を図ること。
4. 電源立地地域対策について
 - (1) 平成 22 年度末より順次期限切れとなる電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）の交付期間延長と交付限度額の確保を図ること。
 - (2) 平成 22 年度末で期限切れとなる「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と拡充を図ること。また、原子力発電施設及び周辺地域の防災対策の充実強化を図ること。

5. 農村地域工業導入促進法に基づく減収補てん措置制度の延長、企業立地促進法に基づく課税免除等の対象拡大など、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。

6. 自動車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置について、地元自治体等の意向が反映されるよう、法改正等の措置を講じること。